



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 イーレックス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 博  
(コード番号:9517 東証一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 花 島 克 彦  
( TEL. 03-3243-1185)

## 役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、下記のとおり役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給および本制度導入に関する議案を本年 6 月 24 日開催予定の第 18 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 役員退職慰労金制度の廃止および打切り支給

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

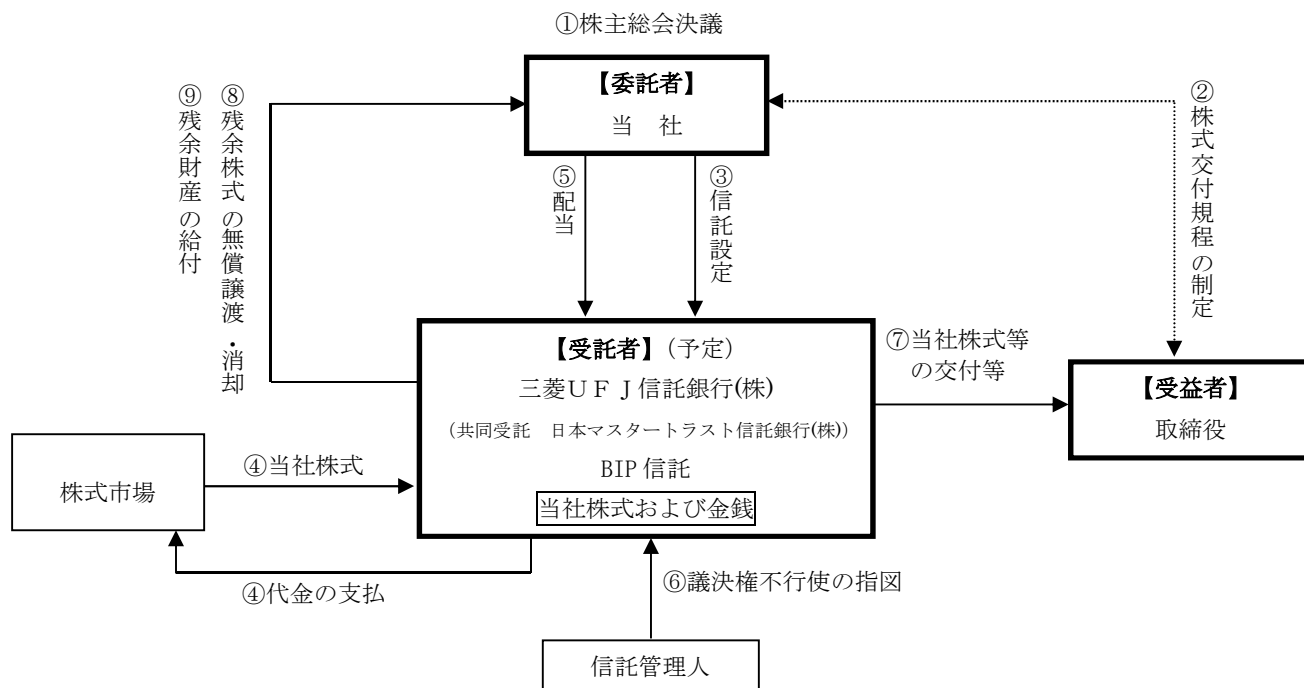
なお、退職慰労金の打切り支給時期は各取締役が当社の取締役を退任した時といたします。

#### II. 本制度の導入

##### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役を対象とした本制度を導入します。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度については、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考とした信託型インセンティブ・プランであり、役位および会社業績等に応じて取締役に対し当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役および監査役については、本制度の対象ではなく、社外取締役、非常勤取締役および監査役の報酬は従前どおり、「基本報酬」により構成されます。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各事業年度の役位および会社業績等に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、その退任時に、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約に従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社へ給付される予定です。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位および会社業績等に応じて、取締役の退任時に、当社株式等について役員報酬として交付等を行う制度です。

※下記（4）第 2 段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入にかかる株主総会決議

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、下記（4）第 2 段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、その退任後（取締役が在任中に死亡した場合または海外赴任により国外居住者となることが決定した場合は当該時点）に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、累積ポイント数（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中に新たに当取締役になった者を含む。）
- ②取締役を退任していること、または海外赴任により国外居住者となることが決定したこと※
- ③正当な理由に基づき取締役を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ④下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記（4）第 2 段落の信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

#### (4) 信託期間

信託期間は、平成 28 年 8 月 4 日（予定）から平成 33 年 9 月末日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与された累積ポイント数（下記（5）に定める。）に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）および金銭以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出され

る信託金の合計額は信託金上限額の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数上限の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役へ交付等が行われる当社株式等

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月末で終了した事業年度における役位および会社業績等に応じてポイントが付与されます。付与されるポイントは毎年の会社業績指数（経常利益）の目標値に対する達成度に応じて80%～130%の範囲で決定します。

各取締役の退任時（当該取締役が死亡した場合または海外赴任により国外居住者となることと決定した場合は当該時点）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が、当該取締役に対して行われます。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われず。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の金額は250百万円※を上限といたします。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、従来の役員退職慰労金制度の下における取締役の退職慰労金引当額等を考慮し、信託報酬および信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付等が行われる当社株式等の1年当たりのポイントの総数の上限を50,000ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、対象期間において、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である5を乗じた数に相当する株数（250,000株）を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が各取締役の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数の50%（単元未満株数は切り捨て）に相当する株の当社株式については退任後に本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイント数に応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役の死亡後すみやかに当該取締役の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式(すなわち上記(8)により当社の取締役に交付等が行われる前の当社株式)の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間終了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間(信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時に残余株式が生じた場合は、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年8月4日（予定）
⑧信託の期間	平成28年8月4日（予定）～平成33年9月末日（予定）
⑨制度開始日	平成28年9月1日（予定）
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	250百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成28年8月5日（予定）～平成28年8月末日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上